

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費の状況

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法及び地方税法では、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費等は除く)」に充てることとされています。当町の令和3年度一般会計決算における上記経費の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 176,562 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費 1,889,273 千円

(単位:千円)

事業区分		令和3年度 決算額	財源内訳				一般財源 うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
			特定財源			国・県支出金		町債	その他
			国・県支出金	町債	その他				
社会福祉	障害者福祉事業	437,327	313,583	0	1,050	122,694	62,940		
	高齢者福祉事業	35,707	820	0	1,649	33,238			
	児童福祉事業	673,112	491,056	0	40,076	141,980			
	その他	13,484	3,555	0	5,500	4,429			
社会保険	介護保険事業	239,500	23,847	0	0	215,653	87,176		
	国民健康保険事業	118,000	82,315	0	0	35,685			
	後期高齢者医療事業	203,372	35,944	0	0	167,428			
保健衛生	救急医療事業	67,687	0	0	33	67,654	26,446		
	感染症予防事業	28,568	741	0	15,000	12,827			
	成人保健事業	34,440	2,932	0	2,593	28,915			
	母子保健事業	37,495	0	14,600	5,548	17,347			
	その他	581	288	0	0	293			
合 計		1,889,273	955,081	14,600	71,449	848,143	176,562		

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を案分して充当しています。

森林環境譲与税が充てられる経費の状況

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため創設された森林環境譲与税は、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用、市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てることとされています。当町の令和3年度一般会計決算における上記経費の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】森林環境譲与税 1,071 千円

【歳出】森林環境譲与税が充てられる経費 1,826 千円

(単位:千円)

事業区分		令和3年度 決算額	財源内訳				一般財源 うち森林環境譲与税		
			特定財源			国・県支出金		町債	その他
			国・県支出金	町債	その他				
コテージ浴槽更新工事		1,826	0	0	0	1,826	1,071		